

石川県公報

令和 7 年 12 月 2 日

第 13863 号（火曜日）

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目

次

告 示	
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効	(薬事衛生課) 1
公 告	
○入札公告	(労働企画課) 1
○公共測量実施公告	(監 理 課) 3
○令和 7 年度砂利採取業務主任者試験合格者	(河 川 課) 3

教育委員会	
○県指定民俗文化財の指定	3
○県指定民俗文化財の指定	4
選挙管理委員会	
○政治団体の届出の公表	4
○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	4
○政治団体の解散の届出の公表	4

告

示

石川県告示第373号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

令和 7 年 12 月 2 日

石川県知事 馳 浩

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) N－（2－メチルフェニル）－N－〔1－（2－フェニルエチル）ピペリジン－4－イル〕プロパンアミド及びその塩類
- (2) 2－〔2－〔（4－エトキシフェニル）メチル〕－5－メチル－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール－1－イル〕－N，N－ジエチルエタン－1－アミン及びその塩類
- (3) 3－〔2－（ジメチルアミノ）エチル〕－1H－インドール－4－イル＝プロピオナート及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第5号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

令和 7 年 11 月 8 日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

公

告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 12 月 2 日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量

溶接用ポジショナー整備 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 8 年 3 月 31 日

(4) 納入場所

石川県立小松産業技術専門校

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和7年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を令和7年12月17日（水）午後5時までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。

(2) 当該調達物品が確実に納入できること。

(3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-0967 小松市青路町130番地

石川県立小松産業技術専門校庶務課 電話番号 0761-44-1183

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和7年12月23日（火）午前10時30分

（郵送の場合は、簡易書留とし、令和7年12月22日（月）必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

令和7年12月23日（火）午前10時30分 石川県立小松産業技術専門校会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否
要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無
無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年12月 2 日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量 ・ 水 準 測 量)	令和 7 年10月 3 日から 令和 8 年 2 月27日まで	白山市小川町地内
公 共 測 量 (基 準 点 測 量 、 路 線 測 量)	令和 7 年11月19日から 令和 8 年 3 月25日まで	七尾市能登島南町、能登島曲町、 能登島別所町地内

令和 7 年度砂利採取業務主任者試験合格者

令和 7 年11月14日に実施した令和 7 年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

令和 7 年12月 2 日

石川県知事 馳 浩

受験番号

(石) 1、(石) 2

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第 8 号

石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）第26条第1項の規定により、次の民俗文化財を石川県指定民俗文化財に指定する。なお、昭和44年 3 月28日付け石川県教育委員会告示第13号による県指定民俗資料の指定は、同条例第27条第1項の規定により解除する。

令和 7 年12月 2 日

石 川 県 教 育 委 員 会

民俗文化財

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
有形民俗 文化財	坂 網 獵 の 用 具 及 び 関 係 資 料	38点	加賀市片野町子 2 - 1 加賀市片野鴨池観察館ほか	加 賀 市

石川県教育委員会告示第9号

石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）第26条第1項の規定により、次の民俗文化財を石川県指定民俗文化財に指定する。

令和 7 年12月 2 日

石 川 県 教 育 委 員 会

民俗文化財

種 別	名 称	保護団体	所 在 地
無形民俗文化財	片野鴨池の坂網獵	大聖寺捕鴨獵区協同組合	加賀市片野町

選 挙 管 理 委 員 会**石川県選挙管理委員会告示第117号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和 7 年12月 2 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部以外のその他の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
徳野英治後援会	広島章生	藤原光恵	金沢市泉本町1丁目48番地	令和7年10月17日

石川県選挙管理委員会告示第118号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年12月 2 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部以外のその他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
山田としあき後援会	畑 幸 男	主たる事務所 の所在地	加賀市山中温泉上 原町カ207番地	加賀市幸町1丁目 51番地	令和7年10月20日
		代 表 者	畑 幸 男	三 輪 邦 彦	令和7年10月20日
あすの加賀市を 考 え る 会	三 輪 邦 彦	主たる事務所 の所在地	加賀市山中温泉上 原町カ207番地	加賀市幸町1丁目 51番地	令和7年10月20日
幸 翔 会	車 幸 弘	会計責任者	林 久 夫	藤 部 明 夫	令和7年10月22日
金 沢 市 民 会 議	福 田 太 郎	会計責任者	宇 彗 裕 基	北 幸 栽	令和7年10月27日

石川県選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年12月 2 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部以外のその他の政治団体）

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	解 散 年 月 日
石 坂 修 一 後 援 会	上 出 正 博	令和 7 年 10 月 7 日

